公共施設における木造化・木質 化簡易判定フローチャート

◆フロー結果について

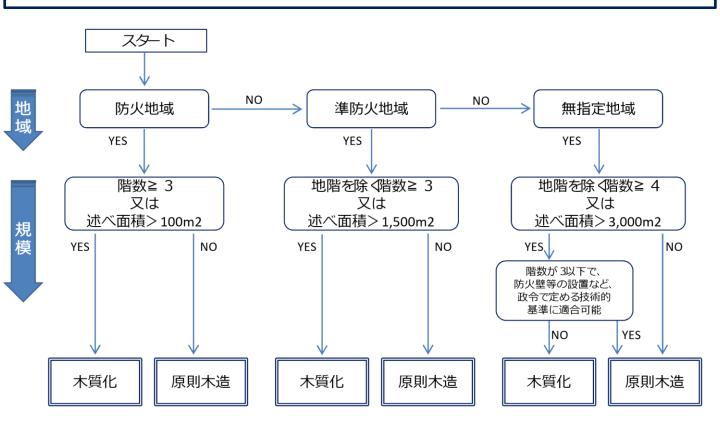
【原則木造】

耐火建築物とする、または主要構造部を耐火構造とすることが<u>求められない</u>ものであるため、原則木造化とする。

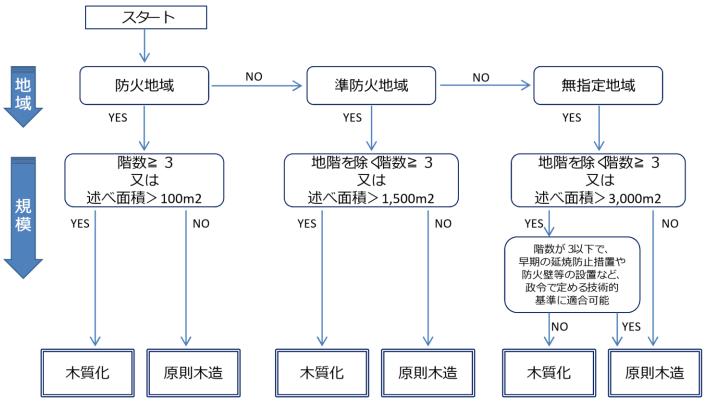
【木質化】

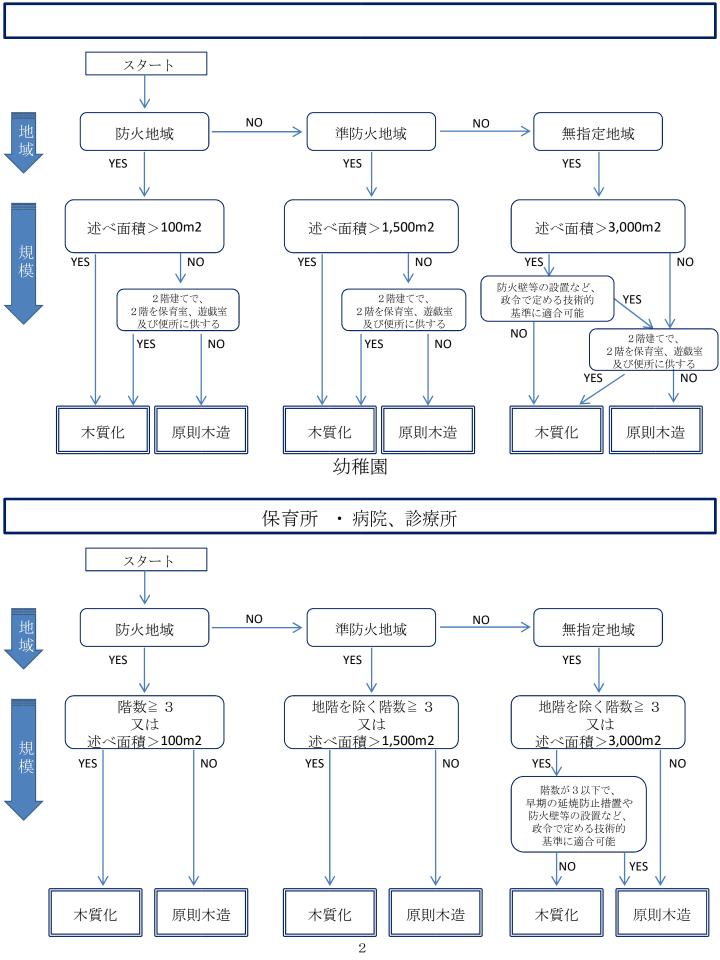
耐火建築物とする、または主要構造部を耐火構造とすることが<u>求められる</u>もので、 木造化が困難なことから木質化の実施を検討する。

事務所 共同住宅



学校 体育館 武道場)





※園舎は原則2階建て以下(学校教育法幼稚園設置基準8条)

特別養護老人ホーム スタート NO NO 防火地域 準防火地域 無指定地域 YES YES YES 階数≥ 3 地階を除√階数≥ 3 地階を除 <階数≥ 3 又は 又は 又は 述べ面積>100m2 述べ面積>1,500m2 述べ面積>3,000m2 規 YES. NO YES NO YES 階数が3以下で、 2階に入所者の日常 防火壁等の設置など、 YES 生活にあてられる 政令で定める技術的 場所を設置する 基準に適合可能 YES NO 2階に入所者の日常 生活にあてられる 場所を設置する YES NO 木質化 木質化 原則木造 木質化 原則木造 原則木造 集会所 スタート NO NO 地 防火地域 準防火地域 無指定地域 YES YES YES 階数≥ 3 地階を除√階数≥ 3 地階を除 <階数≥ 3 又は 又は 又は 述べ面積>100m2 述べ面積>1,500m2 述べ面積>3,000m2 規 YES, NO 模 YES NO YES NO 階数が3以下で、 防火壁等の設置など、 客席の床面積> 200m2 YES 政令で定める技術的 基準に適合可能 YES NO NO 客席の床面積> 200m2 YES NO 木質化 原則木造 木質化 原則木造 木質化 原則木造